

令和3年度

安全マネジメント

日本中央バス株式会社

創立以来の基本理念

『安全な輸送』『親切的な輸送』『迅速な輸送』

第1 当社最高責任者の責務等

※ 新型コロナウイルス感染症対策に万全を期します。

1 代表取締役の責務

- (1) 輸送の安全確保に関する最終的な責任を有します。
- (2) 運転者を含む社員に対し関係法令の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であることの意識を自ら及び事業部安全管理担当を通じて徹底します。
- (3) 輸送の安全に関する方針の作成に主体的に関与します。
- (4) 輸送の安全施策に関する重点施策や目標及び計画の策定に主体的に関与します。
- (5) 新型コロナウイルス感染拡大の徹底を図ります。
- (6) 重大事故等発生時の迅速な対応のための体制整備に主体的に関与します。
- (7) 輸送の安全の確保に係る予算の確保、組織体制の構築等必要な措置を講じます。
- (8) 輸送の安全の確保に関する安全統括責任者の意見を尊重します。
- (9) 代表取締役は、会社全体の運送事業の安全管理体制の見直しに主体的に関与します。
- (10) 輸送の安全を確保するため、「乗務員指導要領」を基に、社員に対し必要な教育・研修を行います。
- (11) その他、輸送の安全の確保に関する事務の統括管理を行います。

第2 輸送の安全に関する基本方針等

1 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 代表取締役は、輸送の安全の確保が旅客自動車運送事業の根幹であることを深く認識し、社員特に運行管理者、運転者に輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- (2) 安全マネジメントを確実に実施し、「安全第一・前進」を合言葉に全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全の向上に努めます。
- (3) 意識障害による交通事故を未然に防止するため、円滑に脳ドックを計画実施するため、「一般社団法人運転従事者脳MRI健診支援機構」と契約を継続し、運転者管理の徹底を図ります。
- (4) 輸送の安全に関する情報について、積極的に公表します。

2 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 運転者に対し、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令に定められた事項を遵守します。

- (2) 輸送の安全に関する費用の支出、投資を積極的かつ効率的に行うように努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置及び予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達し共有します。
- (5) 各季の交通安全運動等を積極的に推進し、社員に周知し指導を徹底します。

3 社内体制の構築

- (1) 安全統括管理者、運行管理者、整備管理者を選任しております。
- (2) 輸送の安全に関する組織体制及び命令系統を決定し、その組織図を作成しております。
- (3) 運転者は、上記(1)に定める者の指示を受けるほか、常に安全の向上を資する技能などの体得に努め、安全運行等輸送の安全の確保を行っております。

4 安全統括管理者

(1) 安全統括管理者の責務

- ① 社員、特に運転者に対し関係法令の遵守と輸送確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- ② 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立し維持すること。
- ③ 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を着実に実施すること。
- ④ 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- ⑤ 輸送の安全の確保の状況について、定期的かつ必要に応じ随時内部監査を行い代表取締役へ報告すること。
- ⑥ 代表取締役に対し輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見具申を行う等、事故防止その他の安全対策について必要な改善措置を講ずること。
- ⑦ 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括し管理すること。
- ⑧ 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括し管理すること。

第3 輸送の安全に関する令和3年度目標と令和2年度の達成状況

1 令和3年度交通事故の抑止目標

(1) 令和3年度交通事故の抑止目標

- ① 交通事故総抑止目標 4件
- ② 重大事故抑止目標 0件
- ③ 人身事故抑止目標 0件
- ④ 物損、自損事故抑止目標 4件

(2) 営業所別交通事故抑止目標

- ① 本社営業所

- ア 交通事故総抑止目標 2 件
- イ 重大事故抑止目標 0 件
- ウ 人身事故抑止目標 0 件
- エ 物損、自損事故抑止目標 2 件

② 東京営業所

- ア 交通事故総抑止目標 2 件
- イ 重大事故抑止目標 0 件
- ウ 人身事故抑止目標 0 件
- エ 物損、自損事故抑止目標 2 件

③ 埼玉営業所

- ア 交通事故総抑止目標 0 件
- イ 重大事故抑止目標 0 件
- ウ 人身事故抑止目標 0 件
- エ 物損、自損事故抑止目標 0 件

第4 令和2年度交通事故の発生状況及び抑止目標の達成状況

1 令和2年度交通事故(当社有責)の発生状況

令和2年度中における当社有責の交通事故の発生は、4件発生しました。

内訳は、人身事故 0 件、物損事故 4 件発生でした。

(1) 事故発生状況

- 人身事故 0 件
- 物損事故 4 件

(2) 営業所別発生状況

各営業所の状況は下表のとおり表

| 営業所名 | 発生総数(件) | 人身(件) | 物損(件) |
|-------|---------|-------|-------|
| 本社営業所 | 4 | 0 | 4 |
| 東京営業所 | 0 | 0 | 0 |
| 埼玉営業所 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 4 | 0 | 4 |

(3) 月別発生状況表

| 月別 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 計 |
|----|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|---|
| 合計 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 4 |
| 本社 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 4 |
| 東京 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 埼玉 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(4) 部門別発生状況

ア 貸切り部門・・・貸切り部門の発生は物損事故 2 件

| 月別 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 計 |
|----|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|---|
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 本社 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 東京 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 埼玉 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

イ 高速部門

高速部門の発生は物損事故・・・ 0 件

・前橋営業所・・・ 0 件

・東京営業所・・・ 0 件

| 月別 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 計 |
|----|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|---|
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 本社 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 東京 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(5) 運転者の年齢別

| 年齢 | 22～29 | 30～39 | 40～49 | 50～59 | 60 以上 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 人員 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 |

(6) 運転者の経験別

運転経験の浅い 1 件

ベテラン運転者 2 件

経験年数

| 経験年数 | 1 年未満 | 1～3 | 4～6 | 6～10 | 10 以上 |
|------|-------|-----|-----|------|-------|
| 人員 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |

2 営業所別抑止目標の達成状況

(1) 本社営業所

令和 2 年度の抑止目標を 4 件と設定、4 件が発生し目標数と同数で下回ることができませんでした。また、重大事故の発生はありませんでした。

本社営業所においては、役員及び営業所長等管理職、運転者が「輸送の安全が当社存立の基本」との信念のもと各施策を粘り強く実施したところでありましたが、さらなる指導を継続することとしました。

(2) 東京営業所

令和 2 年度の抑止目標は、物件事故 2 件と設定しましたが物件事故、人身事故の発

生はありませんでした。

東京営業所に本社営業所と同様、役員及び営業所長等管理職、運転者が「輸送の安全が当社存立の基本」との信念のもと各施策を粘り強く実施しておりますが、更なる指導を継続することとしております。

(3) 埼玉営業所

令和2年度の抑止目標は0件と設定、人身事故及び物件事故の発生はありませんでした。

引き続き役員、運行管理者、運転者等に安全運行に努めるよう継続した指導を行うこととしております。

第5 輸送の安全に関する教育・研修の実施計画

1 PDCA サイクルに基づく研修

役員及び管理職は、安全マネジメント制度であるPDCAサイクルの概念を理解し、法令の遵守、当社の基本理念「安全な輸送」「親切な輸送」「迅速な輸送」を下、国内で最も安全・親切なバス会社を目指して教育及び研修を行うこととしております。

また、平成2年11月作成の「乗務員指導要綱」を作成、研修等に役立てていくこととしております。

2 教育・研修の実施

(1) 年間の教育、研修実施については、別紙「令和3年度教育・研修実施計画」に基づき、運行管理者及びバス運転者を対象に月1回以上の教育及び研修を実施することとしております。

(2) 指導者たる適任者を「安全運転中央研修所の専門的技能過程」の研修に派遣を予定しております。

研修終了後においては当社において、各乗務担当運転者の同行指導を行うこととしております。

(3) 部外講師による、管理者等に対する安全研修会を実施することとしております。

(4) 部外講師による、運転者に対する「安全運転研修・点検整備要領研修会」を計画しております。

3 「運転者教育指導員制度」の積極的な活用

代表取締役は、バス運転者として経験が豊富で、次に該当する運転者を「バス運転者教育指導員」を任命いたしました。

(1) バスの操作に対する知識が高く、その技術が優れ、知識人格、識見が豊かであることを指名し、新人から中堅どころの運転者に対しては4月から計画的に実施することとしております。また、

- ア 新任運転者に対する実技指導の完全実施
 - イ 事故を惹起した運転者の教育指導
 - ウ 高齢運転者に対する教育指導
- 等、代表取締役、他幹部が必要と認めた運転者の教育指導を行ってまいります。

第6 輸送の安全にかかわる内部監査

1 令和3年度内部監査については、別添「令和3年度 内部監査実施計画」に基づき、本社営業所、東京営業所、埼玉営業所の各営業所に実施します。

2 令和2年度の内部監査を実施した結果

(1) 本社営業所

ア 監査日

令和3年1月26日 火曜日

イ 監査の重点

- ・輸送の安全に関する重点施策
- ・輸送の安全に関する目標、目標達成状況

ウ 監査の結果

- ・輸送の安全に関する重点施策に関する取組状況

代表取締役など幹部は、輸送の安全が当社存立の基本であるとの認識を深く理解して、社員及び運転者に対して日常点呼などに出席し指示しており、その取り組みが良好でありました。

- ・輸送の安全に関する目標の取組状況

毎月1回、運行管理者、各運転者に対し、運行の安全対策の会議、講習会を開催し、同目標に向けた業務を推進しており良好でありました。

事故の発生状況は、12月末日 2件の交通事故が発生(人身事故0件・物件事故6件)で重大事故の発生はありませんでした。

- ・過労運転等の予防状況

乗務員の健康状況、休日等に対する把握が行われており、新型コロナウイルス及びインフルエンザ対策も良好で病気による欠勤がありませんでした。

(2) 東京営業所

ア 監査日

令和2年9月25日 金曜日 午前10時30分～午後2時15分

イ 監査重点

- ・輸送の安全に関する重点施策
- ・輸送の安全に関する目標、目標達成状況

ウ 監査の結果

- ・会長、社長など経営幹部は、輸送の安全が当社存立の基本であるとの認識を深く理解して、社員及び運転者に対して日常点呼などに出席し指示しており、その取り組みが良好でありました。

- ・輸送の安全に関する重点施策に関する取組状況

毎月1回、運行管理者、各運転者に対し、運行の安全対策の会議、講習会を開催し、同目標に向けた業務を推進しており良好でした。

事故の発生状況は、ありませんでした。

- ・過労運転等の予防状況

乗務員の健康状況、休日等に対する把握が行われており、新型コロナウイルス及びインフルエンザ対策も良好で病気による欠勤がありませんでした。

(3) 埼玉営業所

ア 監査日

令和 2年 11月 5日 木曜日 午前10時00分～午後2時30分

イ 監査重点

- ・輸送の安全に関する重点施策

- ・輸送の安全に関する目標、目標達成状況

ウ 監査の結果

- ・輸送の安全に関する重点施策に関する取組状況

会長、社長など経営幹部は、輸送の安全が当社存立の基本であるとの認識し、深く理解して、社員及び運転者に対して日常点呼などに出席し指示しており、その取り組みが良好でありました。

- ・輸送の安全に関する重点施策に関する取組状況

4月～10月までの間、交通事故の発生はなく良好であった。

- ・過労運転等の予防状況

乗務員の健康状況、休日等に対する把握が行われており、新型コロナウイルス及びインフルエンザ対策も良好で病気による欠勤がありませんでした。

第7 令和2年度輸送の安全に関する費用の支出及び投資

1 自動運転バス実証実験について

自動運転レベル4への共同開発の一翼を担っております。

バス運転者の高齢化及び運転者不足が今後の公共交通機関にもたらす影響等により高齢者等の移動手段の役割を安定的に担っていくため、いち早く自動運転技術の導入により高頻度運行を実現するため【前橋市、群馬大学】との連携のもと、車両運転等に関する技術の提供を行いました。

2 新車バス購入一覧・・・緊急停止装置付きを導入し、安全で快適なサービスの向上への配慮

- ・貸切バス 0台(中型0、大型0【特別仕様0】)
- ・高速バス 0台
- ・路線バス 1台

を新規購入いたしました。

3 施設改修・・・安全対策への配慮

ア 宿舎浴室の改修(宿泊療養者搬送用待機室完備)

新型コロナウイルス対策として、宿泊療養者搬送用待機室を完備した。

イ Nパーク日高の全面改修に伴う安全確保対策

事務所兼待合所及び駐車場の全面改修工事開始を行っていましたが、運用開始に伴い、利用客の利便性と安全対策の向上のため、民間警備会社と締結し警備体制等の安全対策を図りました。

利用するお客様の安全性、利便性が高まり、利用するお客から好評を得ている。

ウ 研修室、点呼場の改修

安全対策の一環として、点呼場所に運転者がいつでも視聴できる「ドラレコの事故映像」を常時放映し、交通事故防止に役立てている。

また、研修室では、机、椅子を新調するとともに、パソコン及びプロジェクターを配し、研修の充実を図りました。

オ 整備用備品保管用コンテナ設置

駐車場内の整理整頓を図るため、備品整理用コンテナを設置し機能保全を図った。

4 宿舎の見直し・・・運転者の休息場所への配慮

ア 大阪、仙台、新潟の各宿舎の見直しを完了、大阪宿舎は2棟に、仙台、新潟も2DKへの移転を図り、運転者の十分な休息確保につとめ安全性を高めました。

イ 奥多野線宿舎の改修

宿舎内休憩室等の改修工事を行い、運転者の十分な休憩確保を図りました。

5 飲料水・非常食の補充

大雪等突発時等への対策として、乗客等への緊急対応として一昨年度、運行する貸切バス及び高速バス全車両に非常用飲料水等の搭載いたしました。【水 80ケース(500ミリリットル×24本入り、保存食 38ケース(1ケース 60食入り)】

今年度は、増車車両に対し、不足分の補充を行いその充実を図りました。

6 IP無線システムの導入(補充)

お客様へのサービスの向上及び安全運行をより高めるため、2018年度から貸切バス及び高速バスにIP無線機を導入し、活用を図っております。

19年度は、増車し不足した台数分及び一部乗合バス(奥多野線)に導入し、安全性の

向上を図っております。

7 新型コロナウイルス(COVID-19)対策

乗客、乗員のコロナ対策として、インフルエンザ対策として備蓄していたマスク(2,000枚)や消毒液(補充可 400ml)を各車両に配布し、普段に増し徹底した清掃により感染防止対策を講じました。

また、高速用ブランケット 500枚を新規購入、乗客の方々への感染予防を図りました。

第8 輸送の安全に関する基本的な方針

当社は、次に掲げる輸送の安全に関する情報を積極的に公表します。

- 1 輸送の安全に関する基本的な方針
- 2 輸送の安全に関する目標及び同目標達成状況
- 3 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
- 4 事故、災害等に関する報告連絡体制
- 5 関東運輸局から受けた行政処分及び処分後に実施した輸送の安全確保のために講じた改善の状況
- 6 安全講習会の開催及び安全講習会等への積極的参加

第9 重大事故に関すること

重大事故の発生は、ありませんでした。

第10 関東運輸局長より受けた行政処分はありません

行政処分等の指導はありませんでした。

第11 輸送の安全に関する組織体制・情報の報告連絡体制

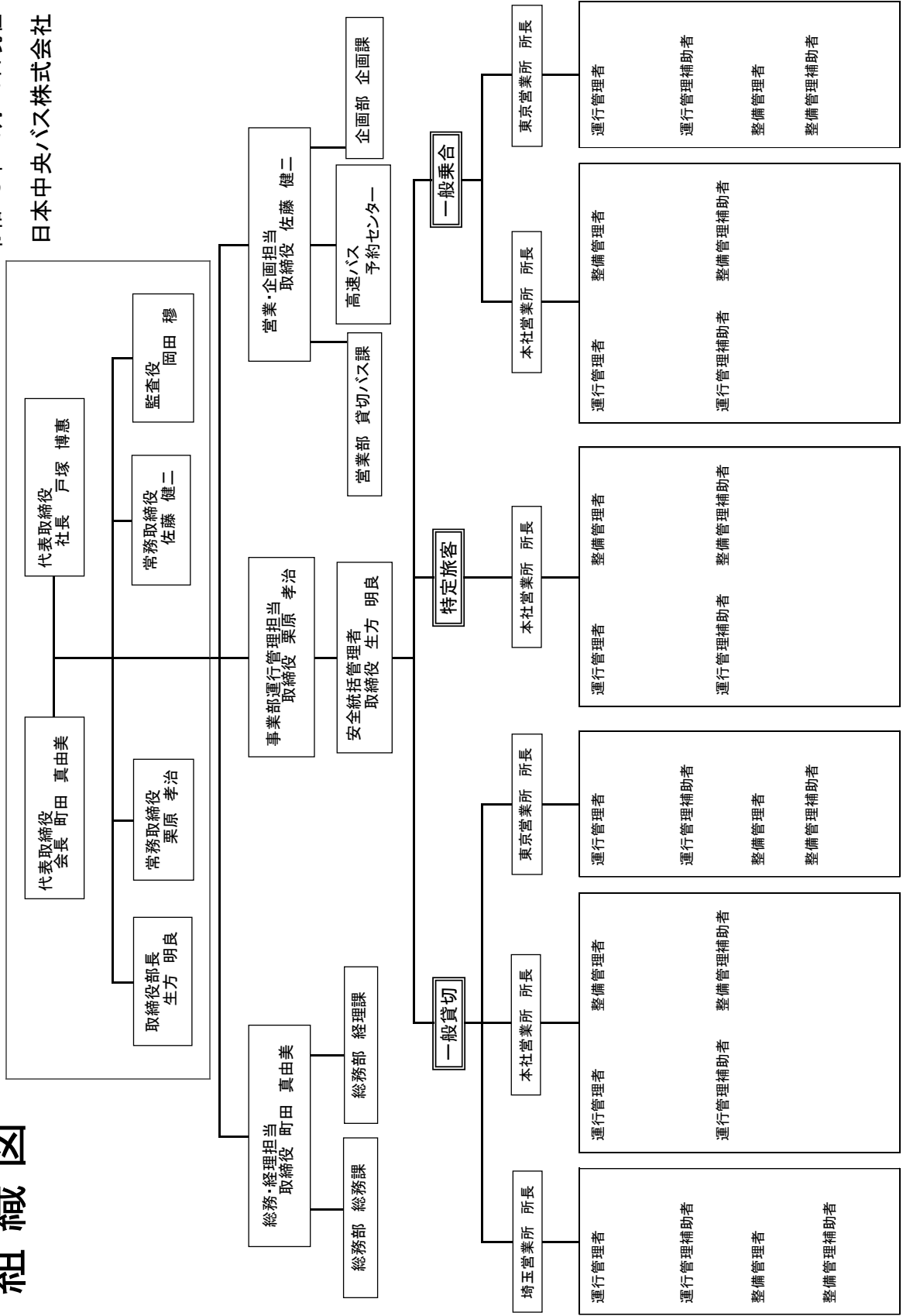
別紙のとおり

第12 事故、事件、災害など緊急時に関する体制・報告連絡体制

別紙のとおり

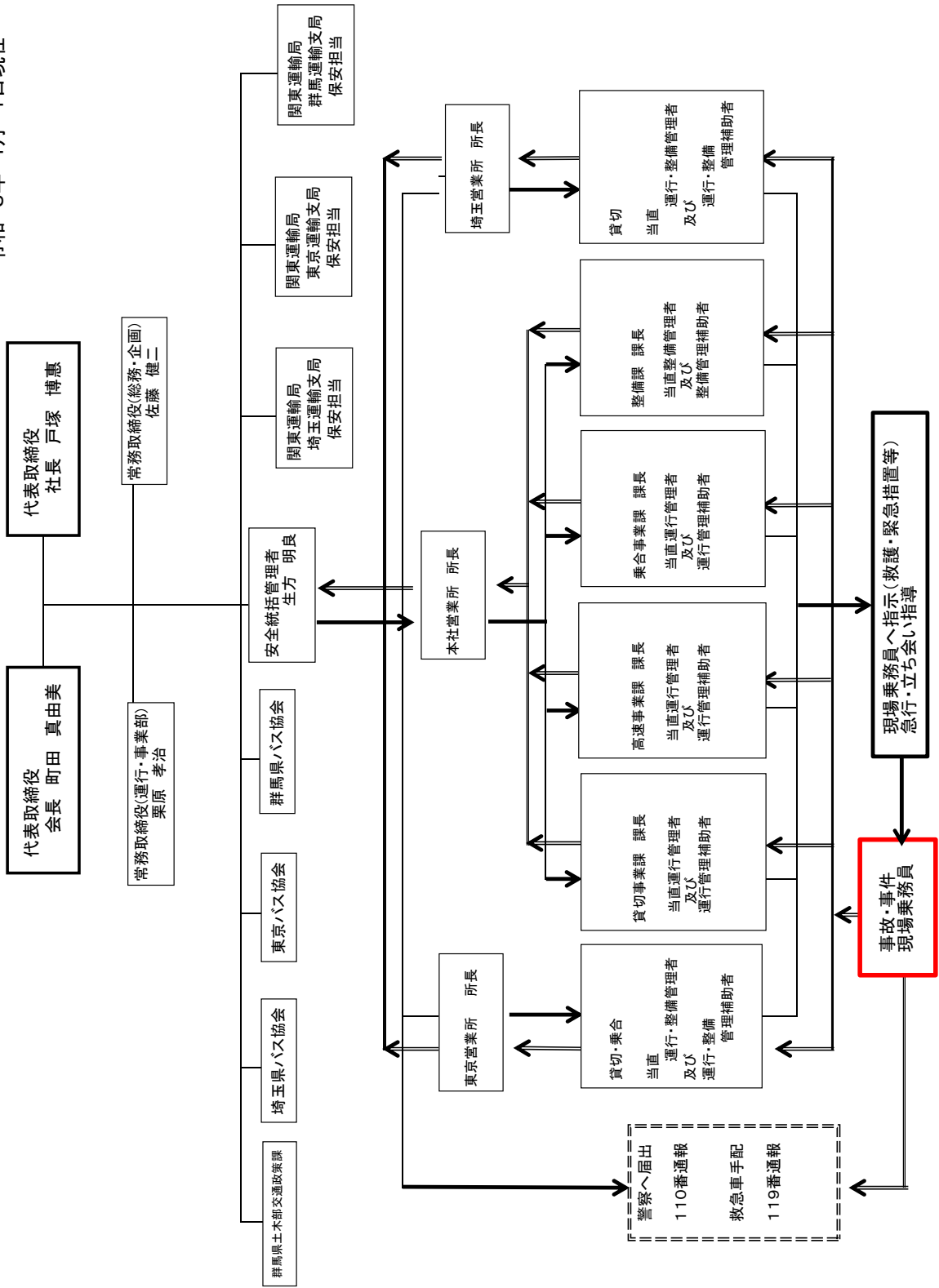
組織図

令和 3年 4月 1日現在
日本中央バス株式会社



緊急時連絡表(重大事故連絡体制)

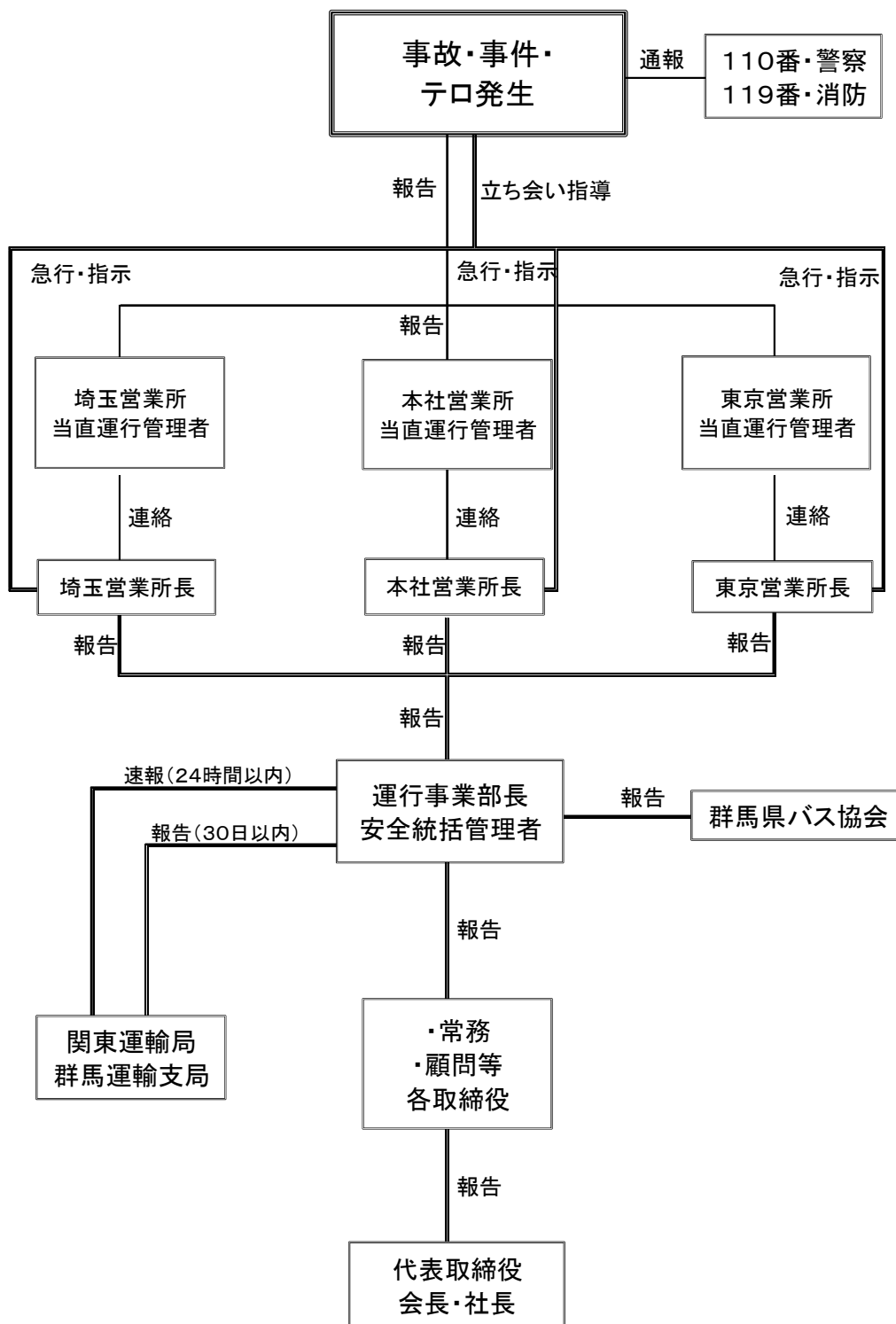
令和 3年 4月 1日現在



緊急連絡体制

令和 3年 4月

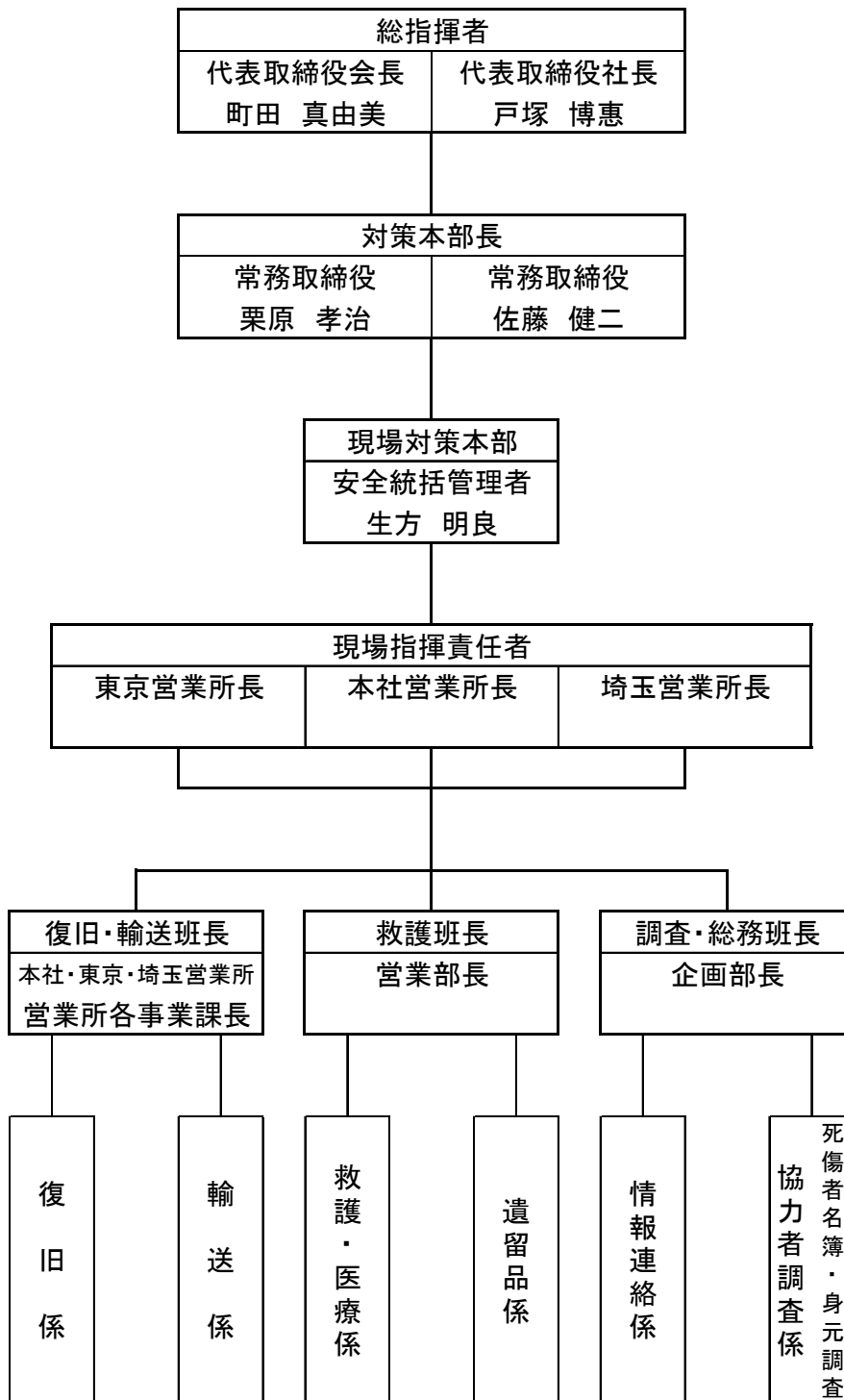
日本中央バス株式会社



重大事故処理体制

令和 3年 4月 1日現在

日本中央バス株式会社



※ 運転者に係る情報

(令和3年4月1日現在)

| | |
|-----------------------------------|--|
| ①正規雇用の運転者の 人数 | 24 人 |
| ②正規雇用以外の運転 者の 人数 | 3 人 |
| ③健康保険、厚生年金、 労災保険、雇用保険 の加入者数 | 健康保険 23 人 厚生年金 23 人 労災保険 23 人 雇用保険 23 人 |
| ④平均勤続年数 | 18 年 8 か月 |
| ⑤平均給与月額の水 準 | B |
| ※平均給与月額 | 300,500 円 |

※ 運行管理者(整備管理者)等事業用自動車に係る情報

(1) 運行管理者に係る情報

- ・ 運行管理者 11 人 (うち 4 人は整備管理者と兼務)
- ・ 運行管理補助者 12 人

(2) 整備管理者に係る情報

- ・ 整備管理者 9 人 (うち 5 人は運行管理者と兼務)
- ・ 整備管理補助者 11 人

(3) 事業用自動車に係る情報

| | | | | |
|---------------------------|----|----------|--------|--------------|
| ①保有車両数 | 大型 | 30台 | | |
| | 中型 | 6台 | | |
| | 小型 | 1台 | | |
| ②最新車齢及び最古車齢 並びに平均車齢 | | 最新車齢 | 最古車齢 | 平均車齢 |
| | 大型 | 2年 1月 | 13年 6月 | 7.7年 |
| | 中型 | 2年 6月 | 14年 7月 | 5.9年 |
| | 小型 | 4年 2月 | 5年 2月 | 3.2年 |
| ③ドライブレコーダー 搭載 車両台数 | 大型 | 30台 | | |
| | 中型 | 6台 | | |
| | 小型 | 1台 | | |
| ④デジタル式運行記録 計 搭載車両台数 | 大型 | 30台 | | |
| | 中型 | 6台 | | |
| | 小型 | 1台 | | |
| ⑤ASV搭載車両台数 | 大型 | 30台 | | |
| | 中型 | 3台 | | |
| | 小型 | 0台 | | |
| ⑥主な運行の様態 | 大型 | 観光輸送（昼間） | | |
| | 中型 | 観光輸送（昼間） | | |
| | 小型 | 観光輸送（昼間） | | |
| ⑦任意保険の加入状況 | 大型 | 対人保険 | 無制限 | 対物保険 2,000万円 |
| | 中型 | 対人保険 | 無制限 | 対物保険 2,000万円 |
| | 小型 | 対人保険 | 無制限 | 対物保険 2,000万円 |

旅客自動車運送事業

安全管理規程

| | | |
|------|----------|----|
| 制定 | 平成24年10月 | 1日 |
| 一部改正 | 平成28年10月 | 1日 |

日本中央バス株式会社

旅客自動車運送事業 安全管理規程

目 次

第一章 総則

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 適用範囲

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針

- 第 3 条 輸送の安全に関する基本的な方針
- 第 4 条 輸送の安全に関する重点施策
- 第 5 条 輸送の安全に関する目標
- 第 6 条 輸送の安全に関する計画

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

- 第 7 条 社長等の責務
- 第 8 条 社内組織
- 第 9 条 安全統括管理者の選任及び解任
- 第 10 条 安全統括管理者の責務

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

- 第 11 条 輸送の安全に関する重点施策の実施
- 第 12 条 輸送の安全に関する情報の共有及び伝達
- 第 13 条 事故、災害等に関する報告連絡体制
- 第 14 条 輸送の安全に関する教育及び研修
- 第 15 条 輸送の安全に関する内部監査
- 第 16 条 輸送の安全に関する業務の改善
- 第 17 条 情報の公開
- 第 18 条 輸送の安全に関する記録の管理等

第一章 総則

(目的)

第 1 条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第 22 条の 2 第 2 項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第 3 条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第 4 条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

2 日本中央グループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

3 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、下請事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

(輸送の安全に関する目標)

第 5 条 第 3 条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第 6 条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
(社長等の責務)

第 7 条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。

3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第 8 条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

(1) 安全統括管理者

(2) 運行管理者

(3) 整備管理者

(4) その他必要な責任者

2 統括事業部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各営業所長を統括し、指導監督を行う。

3 営業所長は、統括事業部長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所内を統括し、指導監督を行う。

4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第 9 条 取締役及び管理部長のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 5 に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

(1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

(2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

(3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (9) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は議事録等を作成し、ファイルにて保存します。

附 則

本規程は、平成24年10月 1日より適用する。
一部改正は、平成28年10月 1日より適用する。